

第14号様式(第8条関係)

(その1) ※この収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (令和4年分)

(ふりがな) (みやぎせいけいこんわかい)

- 1 政治団体の名称 みやぎ政経懇話会
- 2 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区堤通雨宮町4-34-301
- 3 代表者の氏名 安部孝
- 4 会計責任者の氏名 安部まなみ

事務担当者(問合せ先)

(担当者) 安部まなみ

(電話) 022-276-9329

※上記の問合せ先は公表されます。

【注意事項】

※1 本紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。(提出時点において異動等がある場合は、所定の手続により届出ること。)

※2 領収書等の写しを添付する場合は、コピー機により複写し、A4サイズにより提出すること。(規則第9条第4項)

添付する順序は、収支報告書の記載順と同一とすること。
※3 本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみ提出すること。

※4 選挙運動費用収支報告書と重複して収支を計上しないこと。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)※12月31日現在での指定の有無

- 第1号に係る国会議員関係政治団体
- 第2号に係る国会議員関係政治団体

- 公職の候補者等の氏名 _____
- 公職の種類 衆議 参議 院議員
- 区 分 現職 公職の候補者等

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

※以下、報告対象年中に適用の異動が「有」の場合のみ記載する

- 特例の適用を受けていた期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※下欄は選挙管理委員会が記入するので、政治団体は何も記入しないこと。

(その1) 全団体

政治団体の区分

- 政党の支部 政党
- その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体
- その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- 宮城県(同一の都道府県の区域内) → 宮城県選挙所管
- 2以上の都道府県の区域等 → 総務大臣所管

資金管理団体の指定の有無

- 無 有 ※12月31日現在での指定の有無

※以下、指定が「有」の場合のみ記載する

- 公職の種類 宮城県議会議員 (宮城)選挙区
- 区分 現職 公職の候補者等
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 安部孝 (代表者本人)

資金管理団体の指定の期間

※以下、報告対象年中に指定の異動が「有」の場合のみ記載する

- 資金管理団体の指定がされていた期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

受付印(本欄)

受付印(別冊等)
選挙管理委員会



受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	形式	照合
24	050327	0404	04/04/5	5	7	

資産等 領収書等	法第17条 第2項適用	総務大臣 所管団体	異動届	解散届
有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事・代	<input type="checkbox"/>
有・無			会・他	

(その2)

全団体

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1	29,469	円	
(前年からの繰越額)	2	29,469	円	前年度の収支差引(赤字)の繰越額(繰越金) 及び本年度の収入(選挙区)の繰越額(繰越金)による。
(本年の収入額)	3	0	円	前年度の収入(選挙区)の繰越額(繰越金)による。
支 出 総 額	4	0	円	本年度の支出(選挙区)による。
翌年への繰越額	5	29,469	円	本年度の収入(選挙区)の繰越額(繰越金)による。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	A	0	円	本年度の個人負担(個人)の党費(会費) 及び(個人)の会費(党費)による。
員 数		0	人	

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額		備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	6	0	円	本年度の個人からの寄附(選挙区)による。 本年度の個人からの特定寄附(選挙区)による。
(イ) 法人その他の団体からの寄附	7		円	本年度の法人その他の団体からの寄附(選挙区)による。 本年度の法人その他の団体からの特定寄附(選挙区)による。
(ウ) 政治団体からの寄附	8	0	円	本年度の政治団体からの寄附(選挙区)による。
小計(ア)+(イ)+(ウ) (寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	9	0	円	本年度の寄附(選挙区)による。 本年度の寄附のうち寄附のあつせんによるもの(選挙区)による。
イ 政党匿名寄附	10		円	本年度の匿名寄附(選挙区)による。
合 計 (ア + イ)	B	0	円	

内訳(その7)
の記入あり

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備考	金額(百万円)及び 項目の付する形式
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 1)
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 2)
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 3)
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 4)
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 5)
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 6)
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 7)
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 8)
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 9)
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 10)
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 11)
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その17) 12)

(注) 金額は百万円未満の端数については、繰り上げ処理をしております。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 27 日

政治団体の名称 みやぎ政経懇話会会計責任者の氏名 安部まなみ 

<解散の場合のみ記入する>

代 表 者 の 氏 名

(備考)

1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※1 「監査意見書」は、「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体(資金管理団体に指定されている場合も含む)」は不要となること。

※2 「国会議員関係政治団体」は、「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお、収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓提出となること。